

特定非営利活動法人 わんずペーす 会員規約

「わんずペ~す会員規約」(以下「本規約」)は会員とわんずペ~す(以下「当会」)といいます。)との間で、当会の活動を行うにあたり以下の条件を定めるものとします。

第1条(本規約の適用)

本規約は、当会と当会会員(以下「会員」といいます。)との間における、当会の活動にかかわる一切の関係に適用されます。

第2条(会員種別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員は特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とし、 社員名簿に登録します。

- 1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体(議決権有り)
- 2. 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体(議決権なし)
- 3. 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- 4. 利用会員 この法人が提供するサービスを利用することができる個人及び団体

第3条(入会資格)

会員の入会について、特に条件は定めませんが、当会の円滑な運営に支障を来す可能性がある者、 その他本会が不適当と認める者は、入会資格がありません。

また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます

第4条(入会手続)

当会に入会する会員は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込む必要があり、当会の審査を経て、入会の承認がなされることが必要です。

準会員においては、当会へ電子メール等の申込連絡後に会費の入金を確認出来た時点で入会とします。 入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知いたします。

第5条(入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければなりません。

第6条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正会員・賛助会員の場合は、継続して1年以上、準会員の場合は継続して2か月会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第7条(退 会)

正会員・賛助会員の場合は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出、準会員の場合は、電子メールまたは、電話連絡にて、任意に退会することができます。

第8条(除 名)

当会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名することができます。

なお、正会員の場合は、総会の議決によります。

- 1. 本規約、その他当会が定める規則に違反したとき。
- 2. 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3. 当会または会員を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 4. 入会書類及び、当会が提示を求めた内容に対し、虚偽を記載したことが判明したとき。
- 5. 会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。
- 6. 不正に当会の活動を利用したとき。
- 7. 第三者になりすまして当会の活動を利用したとき。または第三者に対して会員名義で当会の活動を利用したとき
- 8. 他の会員が行う当会の活動の適切な利用を妨害したとき。
- 9. 当会もしくは会員の著作権等の財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれのあるとき。
- 10.その他第三者に不当に不利益を与えたとき。
- 11.その他当会が、社会通念に照らし、当会会員としてふさわしくないと認めたとき

前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければなりません。

第9条(変更事項の届け出等)

- 1.会員は、住所、連絡先、その他当会への届け出事項に変更が生じたときは、当会宛電子メールまたは郵便にて速やかに届けるものとします。
- 2.会員は、変更届の懈怠により、当会に生じさせた損害を賠償するものとします。当会は、会員による変更 届の懈怠により、その会員に不利益が生じることがあっても、一切責任を負いません。

第 10 条(会員への通知)

- 1. 当会から会員への通知は本規約に特段の定めまたは法令等の規制がない限り、電子メール、専用ウェブサイトなど、当会が適当と判断する方法により行います。
- 2. 前項の通知は本規約に特段の定めがない限り、電子メールの場合は会員が予め指定したメールアドレス に対して送信された時点をもって、その受信が行われたか否かにかかわらず、効力を生じるものとします。

第 11 条(善管注意義務等)

- 1. 当会は、善良なる管理者の注意をもって、会員に当会の活動を提供します。
- 2. 当会は、当会の活動において提供するデータおよび情報等につき、できる限り正確であるよう努めますが その正確性、当会活動を利用する会員の目的への適合性その他の有用性を保証するものではありません。

第12条(その他免責および対応)

当会は、以下の各号に定めるとおり、当会の活動の利用に関連して会員に生じた損害について、当会の責に 帰すべき場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

- ① 会員は会員本人の自由な選択、判断、意志の下で、当会の活動を利用するものとします。
- ② 当会の活動が提供する内容や情報は必ずしも個々の会員に当てはまるものではありません。
- ③ 当会の活動が会員の利用目的に沿うものでなかったために会員に生じた損害について、 当会は一切責任を負わないものとします。
- ④ 会員は自らの責任と負担において、当会の活動を利用するために必要となるインターネット 接続環境およびインターネット接続担当を準備し利用するものとし、会員がパソコンおよびインター ネットを利用しないことによって生じる、一部当会の活動を受けられない等のサービス低下や情報伝達の遅れによる不利益に対し、当会はいかなる責も負わないものとします。
- ⑤ 当会は第9条に定める方法により通知を行った際、会員が当該通知を受領できる環境にない場合であっても会員は何等異議を唱えることはできないものとします。

第13条(損害賠償の制限)

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何に問わず、当会の活動に関して、 当会が会員に対して損害賠償責任の範囲は当会の責に帰すべき事由または当会が本規約に違反したことが 直接の原因で会員に現実に発生した通常の損害に限定されるものとします。

第 14 条(当会の解散)

当会はやむを得ない事由により当会の運営を継続し難いと判断した場合には、当会を解散することができるものとします。

第15条(個人情報の取扱)

当会は会員より提供を受けた個人情報を以下の目的に利用し、個人情報に関する法令、その他規範を遵守し、 個人情報を適切に管理します。

- 1. ご入会に際し提供いただく個人情報は、当会会務のための事務作業、各種情報提供、会員名簿への記載などの目的で利用します。
- 2. 当会では、法令に定める場合を除き、あらかじめ情報主体の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

第16条(著作権等)

- 1. 当会の活動を構成し、または当会の活動に含まれるすべてのコンテンツ、デザイン、画面情報商標、 ロゴ等についての著作権、商標権、意匠権、その他の知的財産権は当会に帰属し、または当会の管理に 属するものとします。
- 2. 会員は当会の活動を通じて提供されるいかなるデータ、情報についても、私的な使用を超えてこれを複製し、改変し、翻案し、頒布し、譲渡し、公衆送信し、その他使用、利用、収益、処分を行ってはいけません。

3. 会員が当会の活動の利用に際して当会に提供したデータに著作物性がある場合、当該情報についての著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含みます。)は、当会への提供と同時に当会に移転したものとみなされ、会員は著作者人格権を行使しないものとします。

第17条(本規約の変更)

- 1. 当会は合理的な範囲・方法により、会員の承諾を得ることなく本規約を適宜変更できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。
- 2. 本規約が変更された場合には当会の活動の専用 Facebook 上に掲示し、それ以降は変更後の規約が適用されるものとします。

第18条(協議事項)

本規約の定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合、会員および当会は双方誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

第19条(準拠法および合意管轄)

本規約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。本規約または当会サービスに関し、会員と当会の間で訴訟等の必要が生じた場合はその訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日(最終改定日):2018年3月1日